

平成 3 0 年度

小規模保育事業（A・B 型）募集要領

平成 3 0 年 5 月
仙 台 市

【平成 30 年度】

仙台市では、待機児童の大部分を占めている 3 歳未満児の受け皿を確保するため、小規模保育事業（A 型・B 型）を実施する事業者を募集します。

小規模保育事業

子ども子育て支援新制度の施行に伴い創設された 3 歳未満児を対象とした定員 6～19 人の保育施設で、今回の公募で事業採択された事業者を本市が認可し、平成 31 年 4 月から開業していただく予定です。

※本市では現在、88 の小規模保育事業（A 型・B 型）施設が開業しています。

1 募集内容

（1）募集施設数

10 か所程度

（2）募集対象地域

仙台市内全域を対象といたします。ただし、下記の【小学校区】を優先整備地域とし、事業者選定の際に優先します。なお、優先整備地域の中でも更にエリアを限定している小学校区もございます。

【小学校区】

- 青葉区：東六番丁（エリア限定：宮町通以東）・荒巻・国見・南吉成・川平・川前・大沢（エリア限定：みやぎ台）
- 宮城野区：榴岡・原町・新田・燕沢・岩切（エリア限定：分台）
- 若林区：南材木町・古城・六郷（エリア限定：上飯田・今泉）
- 太白区：八木山南・西多賀・芦口
- 泉区：黒松（エリア限定：黒松）・南光台・加茂（エリア限定：泉中央南・上谷刈）

※小学校区は仙台市 HP の「せんだいくらしのマップ」で検索できます。

 <http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/mapselectgroup.asp?mct=6>

（3）開設時期

平成 31 年 4 月 1 日

2 応募できる方

以下の（1）～（2）を満たす「法人」であること。

- （1）改正児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に定める欠格事由に該当しないこと。
- （2）社会福祉法人又は学校法人以外の者は下記に該当すること。

①経済的基礎を有すること

- ア) 小規模保育事業の年間事業費の 1 / 12 を普通預金等で自己所有していること
- イ) 財務内容及び資金計画が適正であること

- ウ) 設置者が他事業を行っている場合、小規模保育事業以外の事業を含む設置者全体の決算において直近 3 会計年度において連続して損失を計上していないこと。
 - エ) 市税等を滞納していないこと
 - オ) 小規模保育事業を賃貸借物件で行う場合、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、地上権又は賃借権を設定し、これを登記するか、もしくは賃貸借契約が安定的な事業運営が可能であると市長が認める内容となっていること（賃貸借期間は最低 10 年以上）
- ②社会的信望を有すること（法人の場合は経営担当役員）
- ア) 暴力団との関係を有していないこと
 - イ) 保育事業において改善勧告を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善勧告を受けた日の属する年度から 5 年間に達する日の属する年度を経過していること
- ③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験（ア～ウのいずれか）を有すること
- ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び認可外保育施設指導監督基準を満たした証明書の発行を受けている保育施設において 2 年以上勤務した経験を有すること
 - イ) 日本保育協会等主催の施設長就任研修を修了していること
 - ウ) 経営者に社会福祉事業について知識及び経験を有する者が含まれていること

3 応募物件の確保

不動産を新たに取得又は賃借する場合には、平成 30 年 7 月 13 日（金） 締切りの協議書提出時点で、取得又は賃借が確実に見込まれることが必要です（別紙様式により確約書を提出いただきます）。

また、土地や建築に関する関係法令等について十分確認をしてください。

4 認可・確認について

事業者が新制度における公費の給付対象である「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第 31 条、43 条）の両方を受けることが必要になります。

(1) 認可

認可は「2 応募できる方」の要件に加え、別添資料 1「小規模保育事業（A・B 型認可基準）」（以下、「基準」という。）を満たす必要があります。

(2) 確認

確認は、認可事業者に対して、給付費の対象となることを確定する手続きです。認可後、申請に基づき給付の対象となることを審査し給付費を支払います。

5 運営方法

(1) 定員

6 人以上 19 人以下

※各年齢の定員設定は持上りを考慮した設定としてください。

(0 歳児 ≤ 1 歳児 ≤ 2 歳児)

(2) 保育児童

- ① 概ね生後 8 週間から満 3 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで。
- ② 仙台市内在住の 3 号認定 (3 歳未満児で保育が必要と認定を受けている) の児童 (設置者と 2 親等以内の親族関係にある児童は除く)。

(3) 保育料

- ① 保護者負担額は、(別添資料 2-1)「子ども・子育て支援新制度における利用者負担額 (月額)」のとおりです。
- ② 延長保育料、一時預かり保育料は、(別添資料 2-2)「延長保育料・一時預かり保育料について」のとおりです。
- ③ 入園料、冷暖房費、保険料、給食代、ミルク代、おやつ代などの保護者負担は認められません。

(4) 給付金等の用途について

- ① 会計処理等については、整備する経理規程に基づき処理することとなります。
- ② 保育事業とその他の事業は区分して処理することが必要となります (会計期間は 4 月～翌年 3 月)。

(5) 給付金の返還

虚偽の申請を行った場合等不適切な取り扱いと認められる場合には、給付金の一部又は全部について返還が命じられます。

(6) 認可の取消し

認可を継続することが不相当と認められる事実等が生じたときは、認可を取り消す場合があります。

(7) 指導事項の遵守

認可後の運営については、保育面での指導のほか、決算を始めとする会計処理等について本市の指導に従う必要があります。

6 入所の手順

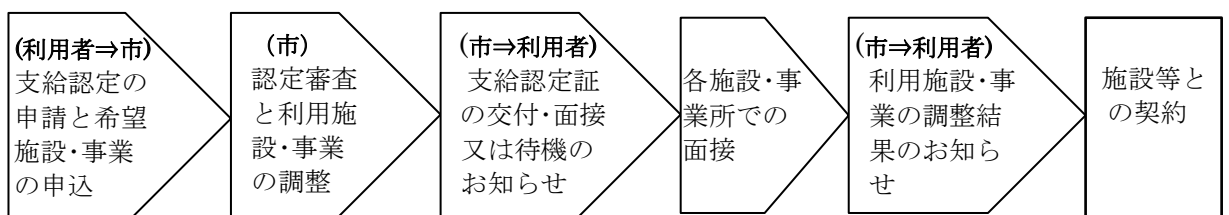
(1) 情報提供

施設より提供のあった情報 (施設概要や入所可能情報等) については、市のホームページ、各区役所・総合支所等で公開します。

(2) 入所申込等

市の関与のもと、保護者が自ら施設を選択のうえ契約する公的契約となり、正当な理由がある場合を除き施設に応諾義務が課されます。

【利用までのながれ】



(3) 入所契約

利用者と設置者において、両者の合意に基づき書面により入所契約を締結します。
又、保育料は施設が利用者から直接収納します。

7 改修費等補助金

小規模保育事業を実施するために必要となる改修整備等に対して補助をします。
(別添資料 3「小規模保育事業にかかる施設改修費等補助について」参照)

※自主整備の場合

補助金を活用せず自主財源で整備する場合も、今回の募集に応募してください。

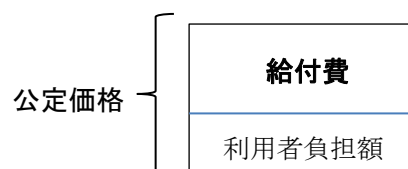
8 給付費

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

【イメージ】

「給付費」は右図のように公定価格から利用者負担分を引いた額です。

※公定価格単価は（別添資料 4）参照



9 資金計画

協議書を提出いただく際に以下の資金計画を併せて提出いただきます。

(1) 施設整備の資金計画

小規模保育事業（A・B型）の施設整備にかかる費用（改修工事費、設計・監理費、備品等）及びその財源（補助金、自己資金、借入金等）についての資金計画を立てていただきます。

※資金計画書（別記様式 5）を提出していただきます。

また、財源となる自己資金については残高証明書及び預金通帳の写し等、借入金については金融機関発行の融資見込み証明書及び償還計画表の写しの提出が必要です。

(2) 開業後の収支予算

開業後 3 年（H31～33 年度）の収支予算を立てていただきます。

※収支予算書（別記様式 7）を提出していただきます。

※収入については、添付の公定価格計算シート（H30 年度）で積算できます。

常に保有しておく必要がある自己資金（年間予算額の 1/12）については、残高証明書及び預金通帳の写し等の提出が必要です。なお、自己資金について、借入金を充てることは認められません。

10 応募について

(1) 応募締切

平成 30 年 7 月 13 日（金）まで

※締切を過ぎてからの応募は受け付けません。

(2) 応募方法

持参または郵送

※持参の場合、7 月 13 日（金）の 17：00 まで（子供未来局環境整備課必着）

※郵送の場合、7 月 13 日（金）の消印まで有効

(3) 提出書類

小規模保育事業整備協議書（別添資料 6）及び関係書類

※協議書（別添資料 6）及び関係書類一式を項目番号ごとにインデックスを付けて

1 部ずつファイル（A4 サイズ、穴をあけて綴じるタイプ）に綴じてください。

※仙台市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

※協議途中に不備や協議が不調となった場合は、その時点で協議終了となります。

※事業申請書等提出された書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

(4) 提出部数

9 部（原本 1 部＋副本（原本の写し） 8 部）

※表紙及び背表紙に、以下を明記してください。

「平成 30 年度小規模保育事業整備協議書（法人名）」

(5) 提出先

〒980-0011

住 所：仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 12 号 上杉分庁舎 7 階

部署名：子供未来局幼稚園・保育部環境整備課 宛

電 話：022-214-8185

11 応募にかかる質問方法について

この募集要領について質問がある場合には、別紙「小規模保育事業募集に関する質問書」を使い、あらかじめ電話で送付することを伝えたいので、環境整備課あて FAX で質問してください。質問の受付は、平成 30 年 6 月 8 日（金）までといたします。なお、質問に対する回答につきましては、取りまとめて仙台市ホームページ上でお答えします（質問者の氏名等の公表は行いません）。

12 スケジュール

時 期	内 容
平成 30 年 5 月～	募集開始
5 月 17 日	平成 30 年度小規模保育施設整備補助事業者募集説明会
6 月 8 日	応募にかかる質問受付の締切
7 月 13 日	小規模保育施設整備補助事業者応募締切
8～9 月中旬	書類確認・ヒアリング・財務審査
9 月下旬	事業者を選定する選定委員会
9 月下旬～10 月上旬	審査結果通知（選定委員会の後に通知）
10 月下旬又は 11 月下旬	補助の可否を決定する審査委員会
11 月～	入札（審査委員会の後に入札）
11 月～	改修費等補助金交付申請・交付決定
11 月～	改修工事契約・工事等開始（改修費等補助金交付決定の後に契約）
平成 31 年 1～3 月	市の完了検査（工事完了後に実施）
2 月～	改修費等補助金実績報告・交付確定
3 月	施設の審査等を経て認可・確認
4 月 1 日	小規模保育事業開業
～5 月末まで	補助金交付

※スケジュールは、目安であり変更となる場合があります。

13 事業者の選定について

応募事業者より提出された書類やヒアリング等にもとづき、以下の審査項目について評価し選定します。また、下記の審査項目において、一定の水準に満たない評価項目があると選定されない場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する場合は選定されません。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 「2 応募できる方」の要件を満たしていない場合

(審査項目について)

	審査項目（概要）	配点割合
整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募動機 ・ 保育方針（事業者の保育指針の理解） ・ 開所時間、多様な保育サービスの実施 ・ 定員規模（児童を優先した定員設定か） ・ 設置階 	13%
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長の状況 ・ 保育士等の有資格者の確保状況 ・ 職員の研修、指導体制 	14%
設備運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業の施設基準 （屋内保育・屋外保育・トイレ・調理室等） ・ 駐車場 ・ 園庭、代替公園の状況 	28%
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園後の受け皿の確保（2歳児定員数に対する受け皿の確保状況） <p>確認は、両施設間で締結された協定書（仮）<u>（別添資料 5-2）</u>で行います。</p>	10%
保育内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食に関する取組み ・ 配慮が必要な子どもに対する取組み ・ 保護者支援、苦情解決等に対する取組み ・ 衛生、健康管理に関する取組み ・ 危機管理上の取組み ・ 個人情報保護に関する取組み 	25%
設置地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置地域における保育需要（優先整備地域） 	10%

1 4 留意事項

(1) 制度の詳細について

小規模保育事業の詳細な事項は、本市条例等のほか、今後国から示される事業の取り扱いに関する通知等に基づくこととします。

(2) 連携施設について（別添資料 5-1 参照）

小規模保育事業の連携施設については、平成 3 2 年度から義務化されることとなっておりますので、「地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン」に基いた卒園児童の受け皿、保育内容の支援、代替保育の提供を行う連携施設を平成 3 2 年度までに設定する必要があります。

（連携施設の経過措置期間について）

法律で連携施設の義務化がされる平成 32 年度までの間は「経過措置期間」として、連携施設を設定しないことができる期間とされています。小規模保育事業の 3 歳卒園児童が認可保育所等への入所を希望する場合、本市では経過措置期間中に限り、入所選考の際に一定の優遇措置を講じる予定です。また、保育所等に空きが無い場合や、やむを得ない事情があると市が認める場合には定員の範囲内及び既に入所している場合に限り 3 歳以上児についても継続入所（特例給付）を可能とします。

各施設におかれましては、平成 32 年度までに卒園児童の受け皿連携施設を設定するよう、その確保をお願いします。

(3) 基準等の変更の可能性への対応

今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。

(4) 応募のための費用

応募者は、決定されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て応募者の負担とし、市は補償しないものとします。

(5) 改修費等補助金の取扱い

設備改修・賃借料の補助金を受給し小規模保育事業を開始した場合、何らかの事情により事業を廃止する場合には、設備の耐用年数等に応じて、補助金の返還を求める場合があります。

【平成 30 年度】

(別紙)

仙台市子供未来局幼稚園・保育部環境整備課 あて
(F A X 番号 0 2 2 - 2 1 4 - 8 4 8 9)

小規模保育事業募集に関する質問書

事業者名	
担当者名	
住所	
電話	
F A X	
質問内容	

※質問の締切は平成 30 年 6 月 8 日 (金) です。

※質問に対する回答につきましては、取りまとめて仙台市ホームページ上でお答えします (質問者の氏名等の公表は行いません)。